



# 宮 崎 県 公 報

平成20年 4 月30日 (水曜日) 号外 第 24 号の 3

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料 (送料共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	

## 規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年四月三十日

宮崎県知事 東國原 英 夫

### 宮崎県規則第三十六号の二

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和三十九年宮崎県規則第三号) の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出し中「県外法人等」を「県外法人」に改め、同条第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第五十条の見出し及び同条第二項中「法人等」を「法人」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成二十年五月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則第五十条第一項の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。